

京都市告示第 256号

次の者を地方自治法第243条の2第1項に基づき、京都市公金収納受託者として公金の収納事務を委託し、地方自治法第231条の2の3に基づき、指定納付受託者に指定します。

令和7年6月25日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者及び指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

コングラント株式会社 大阪市西区江戸堀一丁目22-17

2 収納事務を委託した歳入の種類

京町家の保全・継承等に係る寄付金

3 京都市公金収納受託者及び指定納付受託者として指定した日

令和7年5月21日

4 収納事務を委託した日

令和7年5月21日

(都市計画局まち再生・創造推進室)